

第7回社会的資源あり方検討委員会

平成18年2月17日(金)
午後1時~
千葉県市川児童相談所2階講堂

議 事 次 第

1 開 会

2 議題

(1) 関係機関ヒアリング

市川児童相談所

中央児童相談所

市川市(保健福祉局こども部子育て支援課)

(2) 意見交換

(3) その他

3 閉 会

配布資料

資料1 児童相談所の組織体制等の検討結果表(市川児童相談所)

資料2 児童相談所の組織体制等の検討結果表(中央児童相談所)

資料3 児童相談所の組織体制等の検討結果表(柏・銚子・君津児童相談所)

資料4 市川市における子育て支援サービスの状況等について

第7回社会的資源あり方検討委員会 議事録

1 日 時 平成18年2月17日(金)

13:00~15:00

2 場 所 千葉県市川児童相談所2階講堂

3 出席委員

岩橋委員、柏女委員、川口委員、庄司委員、鈴木委員、杉宮委員、
花崎委員 (欠席)河原委員、木ノ内委員

(ヒアリング出席者)

市川市保健福祉局子ども部子育て支援課 西村課長、龍崎主幹
吉野中央児童相談所長、石井市川児童相談所長

4 内 容

(事務局)

ただいまから、「第7回社会的資源あり方検討委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様には、お寒い中遠方から、お集まりいただきましてありがとうございます。

また、市川市の子育て支援課西村課長並びに龍崎主幹には、御多忙の折御協力をいただきありがとうございます。お礼申し上げます。

本日の会議には、河原委員、木ノ内委員が所要のため欠席されております。

それでは時間も限られておりますので、早速議事に移りたいと思いますが、議事の進行は、社会的資源あり方検討委員会の委員長でいらっしゃる柏女委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(議長)

前回から集中的に私どもの委員会が提出した社会的資源あり方検討委員会の「論点整理」、県立の児童福祉施設のあり方についての「中間とりまとめ」に対する様々な現場の御意見ということで、精力的にヒアリングを続けております。

今日がヒアリングの2回目ということで、日程が窮屈な中でお出でいただきましてありがとうございます。

今日は児童相談所の御意見と、お忙しいところお出でいただきました市川市さんにヒアリングをさせていただこうと思っております。特に、市川市さんは「いちかわ・子ども人権ネットワーク」を早くから立ち上げられておまして、子育て支援サービスも積極的に取り組んでいらっしゃいます。

私自身も以前、市川児童相談所に勤務しておりましたが、そのときには市川市さんの保健師さんと1歳6か月健診のちょうど立上げのときでございましたので、ディスカッションや親の会づくりにごいっしょさせていただきました。

そんな市川市さんから市町村における子育て支援、あるいは要保護児童対策の視点、そちらから見て、県の社会的資源あり方検討委員会に御提言・御意見を頂戴できればと思っております。

皆様方のお手元に検討結果表というものがきておりますので、最初に児童相談所のほうから、御意見を頂戴し御質疑をいただきたいと思っております。

時間的には、児童相談所についてちょうど1時間位を予定をしております。その上で市川市さんに20分~30分ということで考えていきたい、大体そんなふうを考えております。

従いまして、児童相談所さんにつきましては大体30分ないし40分くらいで御報告を頂戴いたしまして、そして、20分強御意見・御質問を委員の方から頂戴したいと思っております。

そして、その後市川市さんから大体20分位ということで御報告を頂戴いたしまして、10分程委員の方

から御質問あるいは御意見をいただくというようなことをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

その後30分、前回は質疑の時間がかかりかかりましたので、意見交換の時間が10分から15分程しかございませんでしたが、30分近く意見交換の時間がとれればと思っています。

なお、委員の方々には自主的に意見交換をしていただく時間につきましては、ヒアリングが全て終わった後、また2回ありますね。その2回で今後の社会的資源のあり方について提言を出さなければいけないということでございますので、ぜひ集中的な御議論をその際にはお願いしたいと思います。

それでは最初に児童相談所のほうから御発言をお願いしたいと思います。中央児童相談所でおまとめということなので、中央児童相談所からということではよろしいですか、市川児童相談所からですか、そうですか、それではよろしくお願ひいたします。

どのような体制で検討したかどうかを併せていっしょに言っていただき、御説明いただいた上でお願いしたいと思います。

(市川児童相談所)

市川児童相談所で検討した結果を報告させていただきます。

この要望が出てきた中で、それぞれの課長に集まってもらい、意見を出してもらった結果でまとめた形になっております。

その中でいろいろな問題が相談所にある中で、相談所の場合には専門職員の集団が必要ではないかという感覚があります。

現在、児童相談員、児童福祉司、児童心理司、保育士、児童指導員等がありますが、まだ十分とはいえない状況ではないかという形です。

子育て支援、家庭支援を考えた場合には、もう少しの職種がいろいろな専門職種の配置が必要ではないかと考えています。

東京都では、今後家庭支援という観点から、児童相談所、教育センター、少年センター、これは警察のほうですけど、それを総合的に考えるという考え方があるようです。

特に、児童福祉司の場合には昔は一匹狼という形は結構あって一人の人が一人のまとめをするというのがあったんですけど、今ではやはりそれだけでは対応できませんので、組織として対応する形で考える必要があると思います。

市川児童相談所の場合には4～5名の地域担当児童福祉司がおります、その上に上席児童福祉司、いわばチームの指導監督するスーパーバイザー的な役割として置かれています。

その上に主席児童福祉司が置かれている形になっています。その中で3班の各班の中で地域担当で対応できない場合には上席の人といっしょに、あるいは全体として対応していくという形になっています。

それでもできない場合は、課としての調査課としてのカンファレンスをする事で対応するという形をとっていますので、1人の目では見られない、見きれないところは2人の目、あるいは3人の目という形で体制づくりを考えております。

あとですね、児童心理司、昔でいう判定員ですけど、現在望ましい形というのは、児童福祉司3人に対して2人という言い方がされて、話も出ているんですが、これからは、保護者の心理に対してケースワークも必要だと、そのためには児童福祉司と共同のケースワークが必要ではないかという形で児童心理士の充実も図っていく必要があると考えています。

その他ですね、いわば市川地区独特という訳ではありませんが、保護者が精神患者がけっこう多いものですから、その人の対応ができる精神保健福祉相談員を配置する必要があるのではないかと。

児童を取り巻く家庭背景として、そういう問題がある、対応できる形ですね。

その他にできましたら、保健師さんあるいは顧問弁護士制度。今は専門員としてきてもらっていますけれど、立入調査や申し立てなどする場合に、結構時間がかかってきますので、前の対応ができる体制がとれ

ればと思います。

この他に16年度に児童相談所の実態調査の中で、警察官との交流だとかの意見があって、相談所の中にもそのような警察官との交流なども必要ではないかと、そのような意見がありました。

次にですね。問題なのは落ちこぼれない、例えば、狭間がないためにはケース管理 進捗状況、記録というものが重視されるのではないかと思います。

今、受付から全部手書きでやっているような状態で、それをパソコンなどIT化という形で事業を進めて行ったら、対応はある程度可能ではないか。

受付から終了途中の経過、会議でいいますと受理会議、援助方針会議、判定会議、処遇決定会議がある訳ですが、それもIT化が進めば、その中で進捗状況を十分管理できれば一番いいのではないかと思います。

昨年千葉県で約1,200件からの虐待相談があった訳です。市川児童相談所だけでも317件です。昨年の暮れに全部洗い直しの見直しをしたときに市川児童相談所だけ270件の見直しをした形となります。

手でやって管理するだけではなかなか十分できませんので、やはり何らかのIT化が必要ではないかと思えます。

その中で、ネグレクトが増えてきています。数年にわたる指導あるいは施設入所後のフォローという形の場合も、家庭の総合的支援をする場合にはより管理の必要が多くなってくると思えます。

重大事件を起こさないためにも、相談所の場合虐待だけではなくて非行やひきこもり、そのような問題もありますので、措置台帳から相談、統計、記録なども総合的なIT化ができればいいのではないかと思います。

IT化についても、現在北海道や岐阜県とか愛知県の児童相談所はある程度しているという話も聞いていますので、参考にさせていただければいいのかなと思います。

ただそれをするには、予算が大分かかるようですので、ある程度予算も必要ではないかと思えます。

あと、人材育成の関係ですが、児童福祉の人材の確保ということも現実の問題があります。市川児童相談所の場合、主席児童福祉司、上席児童福祉司が3名います。地区担当がそれぞれの班に4名ずついるという形で、5人の班ができていう形で、その中で昨年、今年をみますと、児童福祉経験者が1年半、上席と主席を除くと地域担当児童福祉司が1.5年という経験になります。

そうなってくると、児童福祉司の積み重ねが必要になると思えます。それには新人・中堅・ベテランの体制がとれればいいのかと、そうなったときに市川の場合はチュータ制をとっていますが、上席児童福祉司が班長なりあるいは課長としての役割として、スーパーバイザー的な形を一応今とっていますけれど、それを正式な位置づけにできればいいかなと思っています。

地域担当福祉司の中に教育委員会から派遣されている人がいますので、3年あるいは4年で帰った場合に、より今度は経験がなくなるというのが、ちょっと不安になっているのが現実ですので、このままでいくと上席児童福祉司になる人がいなくなったらまずいと考えています。

その他、児童相談員もやはり受付して措置、統計等いろいろなものをする児童相談員も大切になると思えます。やはりそれも経験年数が少ない人もいますので、その中でも中心になるベテランの人を配置できればいいかなと思います。

児童指導員の場合でも今、市川には2名おり、1人が教員から来ています。また、現在うちのほうの保育士は全て女性です。

一時保護所の場合、混合処遇という形で、非行のある子、被虐待児、知的障害児など男女いっしょに入ることがあります。

そのような場合、子どもがパニックを起こしたり、あるいは緊急対応する場合には女子職員だけでは対応困難な場合がありますので、やはり職種としても男女のバランスがとれればと考えます。

国のほうですね、重大事件例えば殺人を犯した場合でも相談所の一時保護しないで、家裁にだすのではなくて、いったん保護した上で家裁送致を考えなさいという言い方をしていますので、その対応が現実ではちょっと難しいのかなと考えています。

いずれにしても、人材育成の確保については通年かかわって福祉職採用あるいは福祉との交流を図りながら、新人・中堅・ベテランというバランスの良い配置が必要ではないかと思えます。

ここでも、アセスメントシートの活用とか研修体制といわれていますが、それでもやはり新人・中堅・ベテランの体制が必要ではないかと、それには人材育成が重要視されると思えます。

職員の質の向上に資するため、市川児童相談所に研究・情報機能を活性化することが必要ではないか。

最後に、市川児童相談所の場合には、コア機能というのが実施されております。講堂、図書館、多目的室、研究室で前に言っていました、現在は資料室という形のものがあります。講堂が研修等で一番使用されており、その他に多目的室が主に里親サロンあるいは里親支部の集会用に使ってもらっています。

ただ、平日の勤務内での使用という形になっていますので、土日についての対応が今不十分ですので、この充実を図る場合には土日対応するには今の体制では無理ですので、体制整備が必要ではないかと思えます。

その中で、現在使っている多目的室あるいは講堂は一般の人という訳にはいきませんので、福祉関係、司法、教育、保健医療、障害、市町村関係の人達で一応利用を図っている状況です。

土日どうしても対応する場合は、うちの職員が対応する形で、原則昼間の対応という形になります。

図書室がありますが、十分な図書が整備されていませんので、予算化する必要がありますし、児童相談所のあり方のときに研究室がありました、今言葉では資料室になっています。ただ、どのような研究体制をとるかがはっきり決まっています。

ただ、今後研究する場合に相談所の一部、市川児童相談所として研究部門を持つのかというのがちょっと気になります。

そうなってくると、今後どうするのか考えていく必要があると思えますが、市川児童相談所とすれば、難しい面があるので、できましたら県の児童家庭課の研究部門として運営してもらえたらというような考えです。

本来は研究とすれば相談所だけでは困難と思えますので、大学と提携した上での専門的な研究体制がとればという形です。

もう一つ市川児童相談所には、一時保護棟のほうに親子訓練室があります。そのために、一時保護されてくる子どもは親から離れて一時保護される訳ですが、一時保護棟にあって入口が一時保護所の階段を上がってこないといけないという不便さがあります。

今の現状とすれば、外から来て使うとか簡単にいきませんので、その体制について今考えている最中ですが、親子が和やかに生活しているところを見て、一時保護している子どもがどういうイメージを持つかというのは、今後の問題ではないかと思えます。

ただ、一時保護した子どもの親子訓練にも使っておりますし、あるいは自活訓練的な形の一時保護所の利用としては使っています。

市川の場合には、コア機能の充実を図るには職員と予算がもう少し必要ではないかと思えます。簡単ですが以上です。

(議長)

ありがとうございました。引き続いて御報告をお願いします。

(中央児童相談所)

この取りまとめにつきましては、所内の各課長以上で検討し取りまとめたものです。

説明に入る前に、中央児童相談所の特色・特徴をお話します。管内の面積は2,177 km²で、全国的にも極めて面積が広く、管内人口は173万人余りで、36市町村を有しております。管内には習志野市、八千代市の過密・都市化等の都市部と夷隅、山武等の農漁村地区と、極端に二分化されたところを管内としています。

この度、昨年4月に茂原市に東上総支所が発足しました。職員数は53人で児童福祉司は主席が2名、上席3名、児童福祉司が16名ですが、児童福祉司の平均経験年数は昨年の4月段階では1.1年、先程市川児童相談所は1.5年といっていました、中央は1.1年きわめて経験年数が低いのが大きな特色だと思えます。

一時保護者ですが昨年の8月29日から10名増え、定員が15名から25名に増員されておりますが、最近
は定員一杯の25名が入っている状況です。

さらに、昨年の11月1日から24時間365日の虐待ケア相談を行っています。

夜8時以降については、虐待関係が多く取り扱っていますけれど、昨年11月1日から1月1日までの件数
は、通告10件、特定者困難な相談等が16件、合計26件です。

現在施設の空き状況ですが、これは中央に限らず県全体のことで、昨年の9月1日現在で一時保護で
千葉市を含めて6児相92名おりまして、そのうち44名が施設入所希望でした。これに対して、その時点で
の受け入れ可能な児童数42名、昨年の9月現在でも既に施設が一杯状態で一時保護がオーバーしております。
さらに、2月1日現在で見ますと施設希望33名で施設の空きが14名、完全に施設に入れない児童相談所に
子ども行く先の見通しがたたない子が非常にいること、さらにこれを男女別学年別とを合わせ非常に入れな
いきわめて入所困難な現状がありますので、言わせていただきました。

次に資料の説明をさせていただきます。

1. 人員配置について

児童福祉司の増員が必要。

現在国の施行令の基準では人口5万人から8万人に1人になっていますが、中央児相の場合ですと、主席
等を含めた児童福祉司を含めると21名で、1人当たり82,000人余、国の施行令を超えて担当しています。

これは本課が毎年計画していただいておりますけれど、さらなる児童福祉司の増員が必要ではないか。

他分野との積極的交流

生実学校の自立支援専門員と、富浦学園とさらなる交流を図っていきたい。

心理判定員の増員が必要

心理判定員の職種につきましては児童福祉司2に対して1になるようにお願いしたい。この根拠は16年8
月27日付けで、全国児童相談所長会が厚生労働省に要望した2対1ですので、少なくとも2.1以上にお
願いできればと思っています。

一時保護課職員の増員

昨年の8月29日から定員が25名になりましたが、夜9時15分までは4名、それ以降は3名で対応して
いる。

定員が25名になると、非行・虐待・情緒障害等各種のお子さんがあるので、3名の対応では非常に困難。

中央児童相談所で抱えるケースの相談等については、夜、保護者からしょっちゅうくるので、電話対応に
なると3人のうち2人で25名を対応することになるので、一時保護課職員の増員が絶対必要。

上席児童福祉司の職名と権限を明確に

上席児童福祉司のチューター制は評価されるが、ただ、県民向けにはチューター制はなかなか理解が得ら
れないので、第1課長とか第2課長とって、今の調査課長などを他の名称にして課制にしていきたい。

なお、1課あたりの児童福祉司は4~5名程度が限界。

2. 児童虐待対応専従班等の設置の是非等について

千葉県は面積が非常に広く、このため各児童相談所に虐待対策班の設置を行うならば、一応考えられるが、
県内1カ所の配置は機動力等を考慮した場合は、非常に難しい面があるのではないかと。

むしろ、現児童相談所に児童福祉司を多く配置し、きめ細かく対応できるように配置したほうが効果的。

すでに実施されている他の都道府県の実情をまず調査し、専従班の事務分掌、勤務時間、専従職員のロー
テーション、メリット・デメリット等を検討したらどうか。

3. 児童虐待防止エキスパートの育成と配置について

虐待対応のエキスパートについては、現在の児童相談所の専門職に対して随時研修を実施したほうが良い
のではないかと。なぜならば、専門職でいくと、同一箇所に長期間在勤する傾向がどうしてもでてきたり、場
合によっては、逆の意味でマンネリ化ということから出てくるのではないかと。

それより、ある一定期間勤務した後に、外部から児童相談所を見つめ、再度転勤で行った場合により能力

を發揮できるのではないか。また、施設等の交流も行ったほうがいいのではないか。

他の都道府県の実情を調査してから運用を考えるべき。

4. データの集積、その他調査・研究等を行うための組織や機能の整備について

事例の進行管理は児童相談所の各課長が行うようにすべきではないか。

しかしながら、現状では虐待が非常に増えて、現実問題として現場に行かなければならないので、人員を増やして余裕を持った対応をしてもらえれば、各課長は少なくとも課の事案を調査研究できるのではないか。

上席児童相談員の役割の明確化。

ただし、長いからではなく各所に上席児童相談員をおき、上席相談員が担当するという事も考えられるのではないか。

中央児相に企画調整班を置き、本課との連携のもとに調査・研究を進める。

中央児童相談所の機能を活かすためにも、中央児童相談所に企画調整班を置き、各児童相談所を含め、調査研究を進める。

ただ片手間ではなくて、専従職員として配置すべきではないか。

5. 総合的な危機管理体制について

理想的には理解できるが、現実的にはそれぞれケースを多く抱えている状況では難しいと思う。むしろ、本課に児童福祉司を配置し多忙な児童相談所に応援に行く制度を検討すべきではないか。

県土整備部の用地課に用地機動班を設けており、用地の忙しい現場に行く、本課所属でそのようなシステムをとっているところもあるので、検討したらどうか。

児童相談所の危機管理マニュアルの作成。

危機管理マニュアルはぜひ作成してもらいたいが、プロジェクトチームで作成するのではなく、専任職員を期限を持って作成する。プロジェクトを作ると兼任になってしまい本来業務にしわよせがきてしまうので、専任でお願いしたい。

一児童相談所に対応できない場合は、他の児童相談所の協力を依頼する前に、本課からの支援が必要。

例えば、ある児童相談所で虐待が出た場合には他の児童相談所でも同じ様に出る傾向があると思うので、本課で弾力的に忙しい時に支援する。

6. 一時保護所、児童養護施設や里親及び在宅支援サービスを含めた社会的養護体制のあり方について

各市町村が児童福祉施設でのショートステイサービスをするよう働きかけることが必要。また、学童保育やファミリーサポートなどの拡充も大切。

ショートステイを実施している市町村は中央児童相談所管内ではないが、千葉県内では4市で行われている。

各市町村が各施設と契約してショートステイの対応をお願いしたい。

里親委託費の単価を上げ、職業里親を開拓すべき。

宣伝してもなかなか効果が上がらないのが実情であるので、むしろ経済的効果、処遇面を考えた場合に、例えば施設に1人入れると事務費だけで22万円以上かかるが、里親委託だと3万2千円、さらに県単で上積みしてほしい。

今の里親さんは3万2千円、知的障害者のグループホームの場合Aランク、Bランクあるが135000円と67,500円なので、その間の上積みを県で図るようにしていただきたい。

自立援助ホームについても補助金を大幅に増やし、自立援助ホームの拡充が必要。

県内では2箇所だがさらに拡充し、里親と同じように県単で上積みして増やしてほしい。

早急に情緒障害児短期治療施設の設置が必要。

非常に情緒障害児の処遇等に難儀している、全国にお願いしても受入れてくれないのが実情なので、県独自で作るのではなくても既存施設の併合等を考えながらどんな形でもよいので、施設を作っていただきたい。

医療機関に併設した乳児院が望まれる。

病的なものを持っている乳幼児が多いので、児童相談所としても医療機関に併設した乳児院が望まれる。

7その他

「論点整理」の提案に対する意見について

児童相談所の心理職や児童福祉司に対し、研究職と現場のローテーションを組む方法を検討すべきではないか。について

千葉県の福祉専門職は、児童福祉司、心理判定員、保育士、児童指導員、児童自立支援専門員、精神保健福祉士等専門職による採用形態をとっているが、例えば児童虐待について、家族の経済状態、精神状態等幅轄している状況があるので、幅広く対処できるように福祉職というのを設け、2～3年で異動でき、幅広く知識を得たほうがいいのではないか。研究機関ともっと連携すべき。

県内にも福祉関係の大学がたくさんあるので、それらを活用すべきではないか。

長期的な職員採用計画が大切。

場当たりのではなくて計画的な採用をお願いしたい。

職員の質の向上に資するため、市川児童相談所に研究・情報機能を活性化させる必要があるのではないか。について

中央児童相談所に企画調整班を設け、積極的に調査研究を行う。

資料、処遇の資料、記録などを中心的に行う機関を設けたらどうか。

障害関係業務の整理

特別児童扶養手当の診断及び療育手帳の判定については、かなり心理判定員及び精神科医の比重が多くなっているため、活用できるように検討すべき。

中央児童相談所の分割

東上総支所を早急に支所ではなく、独立した児童相談所にする。

管内人口47万人で国の目安の50万人にほとんど匹敵するので、ぜひ独立した児童相談所にしてほしい。

さらに東上総支所が独立しても、130万人の人口がいるので、中央児童相談所を印旛地区とそれ以外に分割し、50万人を目安とした児童相談所として機動的に活用すべきではないか。

(議長)

ありがとうございました。5つの児童相談所がそれぞれ検討したということでございますが、そのうちの中央児童相談所、市川児童相談所の検討結果について、御報告を頂戴いたしました。

それでは、これから20分ないし30分程、児童相談所の御提言について御質問を頂戴したいと思います。

なお、この委員会では、社会的資源のあり方について児童相談所も含めて全体的なグランドデザインを描くということが主眼となっていますので、個々の例えば細かなことですね、運営上のこと、名称の変更、職階をどうするのかは県のなかで検討していただくことにいたしまして、全体に発生することあるいは児童相談所の大きな問題・課題等について、御質問を頂戴したいと思います。

(委員)

児童相談所にはいつもお世話になっております。

いわずもがな、ずっと言われ続けてきたことですが、子どもの状況がこういう状態になってきた現在だからこそ、児童相談所の児童福祉司の専門職化と専従化ですね。これをぜひお願いしたい。他のところでどこまでできているのかわからないですけど、それに近いような形を採っているところはあるというふうには聞いていますけれど、そしてまた、県の姿勢でどの程度できるかというのはわかりませんが、やはり、児童相談所というのは私達からしても地域の皆さんからしても、専門のところであそこに行けばいろいろなことが相談にのってもらえて、ある程度のこと解決していただけて、とても頼りになる場所として存在するところだと思います。

いわゆる福祉司さんは専門職だということをはっきり決めるとか、各地域において短期間で専門職の方が変わっていくことについては、長いこと申し上げているのですが、それがなかなか改まっていかない。

県のシステムがあるのだらうと思いますが、ここでやはり決断をして、しっかりと専門職化、専従化ですね、子どものための職種というのは、ながいこと1人の子どもに関わっていくことが大事ですので、この辺

の姿勢をですね、基本的な姿勢をきちんとしていただけないだろうかという希望です。

それから、人的配置のことで、里親の専門職を置くということになって、千葉県は置いていないですかね、できたら各児童相談所に専門の里親担当をぜひ置いていただきたいと、そして、今所長さんのお話でもなかなか増えていかないというお話なんですけれど、周知がされていないということはとても大きいことかと思うんですね。

周知の問題もケアの問題も様々な会のことを含めて、まずは専任の担当職員がそこにいないことには始まらないと思います。これもですから専従化・専門職化ということにつながっていきますけれど、新しく里親を設けていただきたいということです。

これはぜひお願いしたいと思います。

(議長)

今のは、要望というか、この委員会のなかで意見の中にぜひ盛り込んだほうがいいという御意見でよろしいですか。

専従化については、委員も最低5年間位はいてほしいというお話がありましたけれど、そういう意見ということではよろしいでしょうか。

3年くらいで代わるのではなくて、せめて5年位いられる福祉職を、一生いるとマンネリ化するという意見もありますけれど、それから里親の専門の担当を専従で置くようにという提言を我々はすべきだ、ということではよろしいですか。

他にはいかがですか。

(委員)

中央児童相談所では、児童福祉司としての平均勤務年数が1.1年ですか、市川児童相談所は児童福祉司が1.5年、主席、上席の方は何年くらいなのかとうことと、児童福祉司の平均勤務年数が1.1年というのは、日本の中で例外的に低いですね、多分国の調査では、3年位、多くの所が3年位だと、3年でも短いなと思ったんですけど、1.1年とは、どうしてそういう状況なのでしょう。

(中央児童相談所)

まず、主席児童福祉司が2人おりますけれど、1人の主席は上席を5年、普通の児童福祉司を5年経験しています。もう1人の主席児童福祉司は心理のほうから来ましたので、児童福祉司の経験はありません。

また、上席については3人いますが、1人は児童福祉司13年、もう1人は5年、13年の人は上席として5年目、5年経験者は上席として1年目、もう1人の児童福祉司は児童相談員として10数年経験しております。

児童福祉司の経験年数は非常に1.1年と短いということなんです、これは学校の先生からの児童福祉司の任用替えで来ている方が非常に多いからです。

1.1年と短いからだめだということは絶対あり得ません。学校から来ている先生方は非常に優秀です。ただ、児童福祉法に慣れるまでの間若干経験を要しますが、能力的には非常に高いものを持っています。

そういう意味で、学校から来ている先生が多いので、中央の場合は昨年4月で経験年数が1.1年です。

(委員)

グランドデザインに関することですので、中央児童相談所の130万人の人口を抱えているところを2か所にとということから考えますと、市川児童相談所、柏児童相談所が130万人ちょっと位抱えている訳ですから、そこも同時に検討しなければならないでしょうし、もう一つは、組織的な対応を考える上で、児童相談所の相談調査課、診断指導課、一時保護課というこの組織の形が、児童相談所が発足した昭和23年以来変わっていないですね。

その辺のことまで含めて考えられてはいかがかなという提案です。

児童相談員は、相談を受け付けていけば措置という形で、文書でいえば受付から発送するまで、つまり流れの始めと終わりをやっている訳ですね。

その間に各会議の資料づくりやら、主催をやるうとしている。そうすると、ケース管理には一番もってこ

いのところが相談員の部署ではないか、そうすると、そこにコンピュータを導入するなりして、ホストコンピュータを入れて、各部署にあるいは各人にコンピュータがあってそこで入力されたものは調査して、調査結果を入力したものは、相談員のところにも自動的に呼び出せるというようなシステムの構築というもの、そうなってくると、児童相談員の数は圧倒的に足りない、なんかその辺も含めて、それから全体組織のあり方も、時代が変わって子どもの対応が変わってきているのに合わせると、そこも考える必要があるのではないかという気がします。

(中央児童相談所)

先程、茂原に東上総支所のできた場合130万人で、もう1つ必要だということは、中央児童相談所の特色として、中央児童相談所は千葉市にあり、西のほうに習志野市、八千代市、印旛がありまして、南には市原市があると、すごく機動的でないのではないかとこのことがありますので、西と南と、そうしますと大体50万から60万人で1か所になるのかなということを行いました。

組織のことですが、現実問題として児童相談所は日々虐待に追まわられておりまして、委員のおっしゃったような、日々追まわられてなかなか検討はしていませんでした。

(議長)

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

私から1つ伺いたいのですが、障害関係業務の整理ということで、千葉リハビリテーションセンターに委託、民間委託になると思うのですが、特児とか療育手帳の判定について、民間委託をするということの提案がありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。もう少し詳しくお話を伺いたいのですが。

(中央児童相談所)

リハビリテーションセンターには、専門の精神科医がいらっしゃいますし、あと袖ヶ浦センターにも常駐の精神科医がいらっしゃいますので、児童相談所の精神科医は嘱託で、合間合間に来ていただいているので、常駐の専門の精神科医の先生がいらっしゃるということでできないものかなということで、1つの提案です。

(議長)

認定そのものは行政機関がしないとならないもので、素材の提供を民間にお願いするということですね。

(中央児童相談所)

手帳の発行ももちろん行政でなくてはできませんので、診断等についての委託ができないのかということです。

(議長)

すごくこれはおもしろい意見というか、興味ある意見ではないかと思っています。

他の所でもこれが一部始まったりして、現実的にはそこが行ったものを児童相談所が追認すると、児童相談所がそれを見抜かなければいけないという、今の建築の問題がありますが、シンドの判定するのは民間機関、それを行政がきちんと見分ける目をもっていなければいけない、それがあつたということ的前提にすれば一部外注化ということもあり得るかなと思います。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

研究機関との連携の話が出ていますが、これは1つの例を御紹介することですが、神奈川県の子童相談所の児童福祉司が1年間、日本子ども家庭総合研究所に研修という形で、一応、家族の再統合というテーマをもって来ています。

児童福祉司に投げかけて希望をした人で、レポートを書かせたり面接をして決めているみたいで、今年度初めてだったんですけど、来年度も続けるということです。

(議長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

民間の施設で働いている立場から、先程里親に関しての「特別なスペシャルな」という話があつたんで、

私は児童相談所の機能を考えますと、いろいろ専門分化してきますよね。

虐待に関してもかなりいろいろな虐待対策班のようなものをつくっている所もあるかと思うんですが、アセスメントしてケースマネジメントしてということなんですけれども、

1人の児童福祉司が力をつけて、助言を受けてやっていくことにしていくのか、各児童相談所にスペシャリストを持っていく方向なのか。

私としては、できれば今後日本の児童相談所はケースマネージャーがいて、里親部門でしたら里親部門のエキスパートが抱えてほしいと、虐待に関してはどういう虐待かというエキスパートをうんと抱えておいたほうが、非常に心強いと思っています。

その中で、ここに書かれていることは、御発言のとおり当然だと思いますけれど、児童精神科医が常駐するのは当たり前かなと思っていますが、いずれにしても知識が専門化していくなかで、1人の個人の児童福祉司が全部理解することは難しい状況が来るかなと思ってまして、ちょっとそんな希望を含めて言わせてもらいました。

(委員)

市川児童相談所のところに、人員配置の欄に保健師の配置というのがありますが、今、虐待防止のためには保健師さんの役割が大きいだろうと言われているのですけれど、これは考えているんですか、それとも希望的観測でしょうか。

(市川児童相談所)

現在、看護師が嘱託で配置されています。もう少し幅広く活動できる保健師を活用 という形で位置づけてできればいいと思っています。

これにより、市町村との連携がやりやすいかなと思っています。

(委員)

2つ質問があります。1つは市川児童相談所の親子訓練室のことなんですけど、もう少し具体的に訓練内容であるとか、有効に部屋を利用して援助効果があったようなことを教えていただきたいとことと、もう1つは、顧問弁護士制度の必要性が2つの児童相談所から言われていますが、もっともだと思うんですが、今現在は、もし弁護士の意見が必要な場合は、どういうふうな形で行われているのでしょうか。

(市川児童相談所)

市川児童相談所には、一時保護所のほうにある親子訓練室、現在どこまで利用できるかというのは保護された子どもで親子がもう一度育て直しをする子どもと、2人の時間、父母との、あるいは父親との時間をある一定期間過ごすという形をとっています。

ですから、一時保護された子どもがここでの生活、昼間だけですが、朝からお昼を食べて夕方までお風呂も入ってという形のやり方はできます。

ただし、一時保護しない場合に外からどこまでできるかということが、今の大きな問題です。

ですから、ただ一時保護した子どもについてのいくつかのケースは実施してうまくいったケースもあります。

その他に、あとは外出はできないが、この中で少しの時間を親子にゆっくりさせるという形の取り入れ方をしています。

親子訓練室という親子というのがどこまで指すか別として、自立支援的な生活、自分で1人で生活する訓練の時間をたまにやる形もあります。

ですから、まだどこまで24時間やる形になると、夜の職員体制をどうするかというのは残りますが、昼間だけは今のところ何回かしています。

(中央児童相談所)

弁護士ですが、17年度本課のほうの御理解で、非常に今年は使い易くなりました。

年度当初7人登録していただいて、緊急必要な場合は出向く時間がなければ電話等で対応してあとで謝礼を払うと、非常にやりやすくなって、法律的なことはそれで対処しています。

(委員)

少ない人数でたくさん抱えて御苦労されていることはわかりますが、例えば児童虐待専従班とかエキスパートの育成の文章や2つの児童相談所のお話を伺いますと、どちらかというとそういう新しいものを作るのではなく、今の人数をとにかく増やしてくれれば、この状況に対応できるというふうに私は理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

(中央児童相談所)

中央の場合ですと、今まで児童福祉司は非常に忙しく、絶対数が足りないものですから増やしていただいて、全体を底上げしたいというのが各課長の意見で、少ないというのが現状です。

(市川児童相談所)

市川の場合でも同じです。各所に専従班としてダブルでいれればいいのかと思いますけれど、ただ、現実の場合にはそれが難しいのかなと、そうなった場合にそれではその人がエキスパートでいた場合、24時間365日体制で緊急体制をとるという形になっておりますので、そうするとその人達には大きなデメリットがいつてしまう。

このままの言い方をすると、精神的にまいってしまうというのが現実にあるものですから、それをうまくクリアできる方法があればいいんですけど、現実はやはり分散化する形の新人・中堅・ベテランという形の動きの中で対応できれば一番いいのかなと思っています。

(議長)

はい、それでは最後に私のほうから1つ伺いたいのですが、子ども達の社会的養護の分野が足りないということがありまして、児童相談所は施設に送っているということなんですが、その受け皿として県立の児童福祉施設が3つありますが、その県立施設の存在意義については、送る側の行政機関としては、どのようにお考えになるのでしょうか。

(中央児童相談所)

この会議に第2回目から参加させていただいていますが、前回県立施設でいれましたグレーゾーンというんですか、なかなか民間でできないことを果たしてくれていますけれど、それをやっていただければ機能は役目はあろうかと思っています。

それをやらなかったら意味はないと思いますが、これからもやっていただけるものと期待しています。

(議長)

あの同じ金額でやればですね、つまり民間委託すれば倍とはいいいませんが、1.5倍の社会的養護の人数を確保できるということになる訳ですけど、それと公立で他にできないことをやっていただくこと、これを秤にかけるということになると思いますが、それでもということではよろしいでしょうか。

(中央児童相談所)

細かくなりますが、障害児施設でいいのか、非常に現実問題としてボーダーラインがある訳なんです。

そのとき障害児施設はどうか、児童養護施設はどうかというときの場合にために、例えば児童養護施設そういうものを受入れてもらえる、非行関係もわかり、県立で受入れてくれる機能は現実問題として非常に期待しております。

(議長)

わかりました。ありがとうございました。それでは児童相談所へのヒアリングにつきましてはこれで終了させていただきます。

お待たせをいたしました、市川市さんのほうからお話を伺わせていただければと思います。

(市川市)

市川市の子育て支援課長です。よろしくお願いいたします。

私のほうでお手元にある資料について、御説明させていただきますが、子育て支援サービスの状況についてと児童虐待防止ネットワークの状況についての概略部分について、私のほうから説明させていただいて、詳細部分と「千葉県における社会資源のあり方について(論点整理)」に対する意見については、主幹から

御説明させていただきます。

まず、市川市の組織ですが、平成13年にこども部という組織ができて、部として、子どもに関わるセクションが部として組織的に対応することになったのは、おそらく市町村で初めてではないかと思っています。

以前から子ども課とか子育て関係の課は以前からあった訳ですが、部としては初めてではないかと思いません。

その時にあった課ですが、平成13年には子ども政策課、保育課、子ども政策課と申しますと、当時市川市に平成11年に子育て支援計画、少子化計画、エンゼルプランがありまして、企画等の子育て支援に関わる立案等を担当する課として子ども政策課ができました。

あとは保育課、保育園に関わる場所ですね、市内に26か所当時ありまして、私立も所管しておりますので、それで当時は市川市は全て直営でしたので、それなりの職員がいたということです。

児童手当、児童扶養手当等の子ども福祉課、それから、障害を持つ子ども達に具体的に対応を進めるといふ発達支援課、それと青少年育成課、今現在の名称も青少年育成課ということで、健全育成等を所管するというので5課が組織としてありました。

平成15年に子ども政策課がいろいろな新規事業を始めまして、所管する部署がなかなかあてはまらない状況でした。

子ども政策課がどうも新規事業を始めるとはそこで運用していかなければならない状況でありまして、事業課としてやっていきやすいようにするために、平成15年に子ども政策課ではなく、一部政策部門も所管しておりますが、子育て支援課という名称に変わりました。

次世代育成支援行動計画等については、子育て支援課のほうで計画立案を取りまとめしております。

あとですね、市川市の状況としまして、毎年5,000人程度の出生数ですね、10年以上前から出生数の低下はほとんど見られませんが、これは都市近郊ということもありまして、転入世帯が多いということが考えられます。

母親の数は第2次ベビーブームがちょうど今の時期に30歳から35歳ですので、母親としては増えていきますから、そういった点で減らないのかもしれませんが、そういう状況です。

ただ、合計特殊出生率は毎年低下しています。

子育て支援サービスの状況について

そういった状況で、平成17年度に、子どもの中の相談窓口、子ども福祉課のひとり親家庭等、そういった担当セクションを1階の新館奥にすべて統合しまして、家庭児童相談員、母子自立支援員、すこやか応援隊というセクションがありまして、保育園、保育士が地域に出て行って、具体的な子育て支援について対応するという「すこやか応援隊」を設置しました。

そういったものが1か所に集まりまして、子ども総合相談窓口というものを17年4月に設置しました。これで、子育てに関わる、子育て家庭、子どもに対しても、具体として総合的に支援していこうということで設置しました。

そのときに、法改正に伴う虐待の初期対応について、子育て支援課の子ども総合相談窓口で対応していくことで、人員が4名増になりまして対応しております。

その後、その中に関係機関との調整役ということで、コーディネーターを配置しまして、関係機関、支援計画等の立案に当たってとりまとめをしていくということで配置して、虐待等の未然防止に向けて、具体的に対応するという体制を整えております。

17年の途中で、9月と11月ですけれど、育児支援家庭訪問事業、子育て短期支援事業を開始しております。

こういった育児支援家庭訪問事業によりまして、相談を受けるだけでなく、具体的に家庭を訪問して家事援助を含めた支援計画を立てて、実際に対応していくということで、子ども総合相談窓口ができました。

平成18年4月に向けて新たに子ども総合相談窓口という名称ですけれど、市民に対するアピール度がで

すね、相談を受けるというだけのイメージが強くもたれていますので、具体的な本来業務である相談を受けた後の支援・対応をやるという本来の趣旨に合わせた名称ということで、子ども家庭総合支援センターに名称を変更を予定しております。

愛称をつけまして、「子ども子育てほっと館」という愛称をつけました。「ほっと館」というのは、困った家庭をほっとかないよということもありますし、いろいろな施設に「ほっと館」という愛称をつけまして、地域子育て支援センター、子ども館、それから18年度に始めます子どもの広場、事業につきましても全て「ほっと館」と共通な名称の下に、具体的な独自性を持たせた名称をつけていこうということで予定しています。

子育て家庭、いろいろな子育て支援施設事業につきましては、共通業務がありまして相談を受けるとか、交流の場であったり、あるいは情報交換する場であったり、お父さんお母さん方が疲れを癒す場であったりする訳ですので、そういったところでほっとできる場所ということで、「ほっと館」あるいは職員が熱い気持ちで対応していくとか、温かく迎えてあげるといふことで、「ほっと館」という名称を付けました。

市川市は都市近郊でもありまして、具体的に対応していくときに、都市化と核家族化が顕著でありますので、3歳未満の子どもを持つ家庭は83%ございます。そうしますと、24時間365日自宅で母親が対応して、若いお父さんはかなり高い割合で深夜まで残業しているという状況ですので、密室化したり孤立化している状況の中で、育児不安とかストレスの増大につながっていくということですので、そこでその虐待、ネグレクト、心理的虐待等の予備軍がそこで温床になっているということがいわれるのではないかと考えております。

そういうところを何とか、いろいろな支援をしていくことで未然防止につなげていこうということで、子ども家庭総合支援センターの役割がそこで果たしていくことができればと思っております。

そこでさらに、18年度にはストレス等精神疾患等の対応として、心理カウンセラーや児童精神科嘱託医を配置することを予算化、ちょうど今議会が今日始まったところですけど、18年度予算に盛り込んでおります。

予算化されることによって嘱託医を配置する予定であります。

それから、新たに地域子育て支援センターも18年度1か所、つどいの広場を2か所設置して、18年度からの第2次総合3カ年計画の中で5か所の予定で、19年度2か所、20年度に1か所計5か所で新設する予定です。

それで、17年度の11月からはこども館も1か所増えまして、合計しますと地域子育て支援センターも1か所増えますので、市内に26か所配置されることとなります。

そのことでやはりあの来てもらえる場所を少しでも増やして、様々な子育てプラン等に対応できるようにしていきたいと考えております。

以上が、子育て支援サービスの現況でございます。

児童虐待防止ネットワークの状況について

2番目の児童虐待防止ネットワークの状況ですが、市川市は平成11年度に「いちかわ・子ども人権ネットワーク」を設置しまして、学識経験者、市内にありますそれぞれの関係機関の代表の方にお集まりいただきまして、様々な人権に係るいろいろな意見交換をさせていただいて、そこで具体的な対応ができるものについては、具体的に対応していこうということで始まったものです。

主なものは、子どもほっとライン（電話相談）・子どもSOSミニレター・子ども生活アンケート等を通じ、いじめや児童虐待などの子どもの人権を守るための緊急対応や環境整備となっています。

飛びぬけてすばらしいということではありませんが、私は平成11年からの協議会設立に関わっていたことを思い起こしてみますと、当時始まったころは学校などからは、子ども達からいじめの相談、恐喝を受けたとか、いろいろな具体的な訴えがあったように記憶しております。

ただ、昨年とか一昨年とか、いろいろ聞いてみますと、そういうことはほとんどなくなっている状況です。

何故かと考えますと、やはり最初にアンケート調査を全校生徒にやらせていただきたいとか、ミニレター

を全校生徒に配布、公立の場合ですけれど、小中学校に配布させていただいております。

そのことは、当時のネライとして抑止効果をそこに持たせようとしたというふうに考え、始まったと記憶しておりまして、その効果が少しずつ表れたのではないかと考えています。

そういう意見を聞く場所があるんだよ、あるいはいつでも声をかけるところがあるよということがわかっていることが、いじめが起こらないでしょうし、いじめがあったらそこにすぐ入れるという、それから、これには学校の先生方の協力がなければできなかったことですが、当初委員会のメンバーに校長先生等代表の方がいらっやって、意見交換をさせていただいてアンケートがやっとできたんですけど、なかなか具体的な質問の内容について意見交換するときですね、学校側のバリアーも最初は厚かったように思っております。

例えば、セクハラ等についてですね、具体的な質問を入れることについて相当抵抗がありました。表現を少し変えて入っていくことによって、私の個人的な考えかもしれませんが、セクハラ等についても相当抑止効果があるのではないかと、私は思っているところです。

現在平成17年度中に、要保護児童地域対策協議会も、代表者会議、実務者会議等を設置するというところで進めて、要綱改正したところです。

今年度中に設立して、先週ネットワーク会議がありましてそこで承認されております。

以上で、雑駁で申し訳ありませんが説明させていただきました。

子育て支援サービスの状況ということで、補足説明をさせていただきます。

平成16年に千葉県虐待防止マニュアルの作成に参画させていただきまして、早い時期から組織を挙げて危機感を持って体制の整備に努めてまいりました。

その結果、17年度に窓口の一本化、それからコーディネーターの配置ということで他市と大きく違うところは、いわゆる相談員さんが相談を静かな場所で受けて、それを関係機関につなげるという連携が非常に難しいなかで、私ども、ほぼ一体となって同じ場所におりますので、今起きている相談がすぐに認知できると、相談員と職員が同じ視点ですぐに情報収集、支援開始に至るまでの時間が非常に短いということで、その辺が大きな特長ではないかと思っております。

今年17年度の相談員の中に一人カウンセラー、これは正式なカウンセラーという形ではなくて、お願いしたのですが、その方に講習をお願いしました。職員だけではなく保育園の保育士さん、あらゆる機会を通じて、精神疾患等の困難事例に関することについて講演をしていただいた結果、非常に認識が皆さん高くなりまして、その代わり通報も非常に多くなりましたけれども、周知というのがいかに大切なことと、相談レベルの均一化、それが17年度にスタートがきれたことと、引き続き18年度も努力していきたいということと合わせまして、この中に「集いの広場」という事業を御紹介させていただきましたが、相談体制については徐々に整いつつあるんですが、それでもなおかつ、敷居が高いというお母さん方が非常に多いという状態を、私ども事業を兼ねてやっていることから、そういった情報が寄せられました。

今後、家庭をいかに救いあげるかということと、こういう施設が26か所配置されている訳ですが、どこでも相談を受けることができると、困難事例については確実に総合相談窓口に吸い上げるというのが、大きな課題ではないかと考えております。

ネットワークについては、先程課長が申したとおりでございます。

「千葉県における社会資源のあり方について（論点整理）」に対する意見

里親制度についてですが、ファミリーサポートセンター、協力会員の活用等がございましたけれど、一般に周知されていないだけでなく、里親さんの待遇の改善、一番疑問に思ったのが何かあったときにどこでどう責任をとるのか、守れるのかといったところの制度上の見直しが具体的に示されれば、変わってくるのかなと感じました。

次に連携ということですが、私どもいろいろ市役所の中で連携システムというものがあるのですが、具体的にそれが連携というのがどういったふうに動いているかといいますと、責任、いわゆる連携みたいな形で理解されがちになっているということで、やはりこれについても、ソフト面、具体的なシステムのあ

り方から協議していったほうがよろしいのではないかと思います。

大規模施設から家庭的養護の重要性ということですが、市川市内には母子自立支援施設がございますが、児童養護施設は近隣にないわけです。

そういった中で、ショートステイなどの施設を捜すにあたっては、近隣の市と共同で部屋を押さえて、現在松戸のほうの施設を利用している状態ということで、都市部における施設の不足感というのは非常に強く感じているところです。

御存知のように、児童を養護するということについては、非常に年齢とか発達の各段階で非常に難しい部分があると、そういった中で、やはり里親や小規模施設だけでは受入体制の問題がどうしても出てくるを得ないのではないかと。

大規模施設にもこれから大規模施設からの移行ということではなく、やはり大規模の施設のあり方を御検討いただいて、その施設は大規模施設としてはやはり必要ではないかというふうに思っています。

私どもの例えば、障害、それから発達障害、発達の遅れ、そういった児童を施設入所させるにあたり、窓口が少ないということで非常に探すのが困難だということ、やはり、そういった子どもの各年齢層や発達のいろいろなレベルそういった中で、社会的な資源ということで施設のあり方を論じていただきたいと思っております。以上です。

(議長)

ありがとうございました。貴重な報告を賜りまして感謝申し上げます。

それでは10分程時間を頂戴いたしまして、御意見や御質問があるかと思しますので、回答をお願いしたいと思います。

市川市さんは今日だけです、ぜひ伺っておきたいことについてお願いしたいと思います。

(委員)

児童虐待防止ネットワークの状況のところ、「いちかわ・子ども人権ネットワーク」が要保護児童地域対策協議会に移行し、そして組織的対応強化を図るということですが、機能が違うのではないかと。ネットワークのほうがずっと範囲が広いものを扱っているのではないかと。要保護児童地域対策協議会は、けっこう虐待対応に特化するのではないかと思うのですが。

それから、これに関して根拠が不明確であるということで、子ども人権ネットワークの根拠となるような、子ども権利条例みたいなものは市川市で作ったのか、あるいは作る予定があるのかお伺いしたい。

(市川市)

御指摘のとおり、機能が違うというふうにとられても仕方がないと思います。

確かに、ネットワーク協議会で対応する範囲は非常に広うございまして、その中の一部として今回の要保護児童地域対策協議会の虐待の部分も含まれていると、我々は考えていまして、メンバーはほとんど同じ方々で組織していただければ、この見解に対応できると考えまして、今回改めてそういった方々にお集まりいただいて、これから作るのではなく、今あるものを有効活用させていただくということで、我々は考えて、その中で対応していただくようお願いをして御了承をいただいたところです。

子どもの権利条例につきましては、今のところ4市ぐらい、これから数多くといえるかどうかわかりませんが、条例化に向けて検討されている市町村はたくさんあるかと思うんですけども、市川市は何とか児童虐待防止ネットワークのなかで具体的な対応をしていくことで、当分の間は進めていくことができるかというふうに思っています。

これは、私は課長として申しますか個人的に、子どもの権利条例につきましては、昨年の10月だったか、子ども施策のシンポジウムがありまして、全国60市町村の方々がお集まりいただいて、条例化されている川崎市、川崎市、大津市等そういったところの方々には担当の方に来ていただき、いろいろな意見交換をさせていただいたのですが、いわゆる子どもの人権に関しましては、私は地域間の格差があつてはいけなかなと基本的には思っております。

ですので、最低限で条例化されることが望ましいかなという考え方をしております。人権侵害等が

起きたときに、隣の市と隣の市が対応に差がまずあってはいけませんし、地域の特性を出すといってもある程度限られてしまうのではないかと。

ちょっと例えはおかしいかもしれませんが、住民記録のシステムを各市町村が労力とお金を使って、20年位前に作った訳ですけど、人権条例を制定するに当たっては、相当な力仕事というふうに考えています。

意見をいただいて集約して、それに見合った対応をして条例を制定していくことが必要でしょうし、それなりの費用も時間もかかると思っています。

ですから、できればガイドライン等を国がきちんと定めて、それを全国の市町村に基本的な部分についてはきっちり固めて同じように対応することで、各市が県が条例を制定して、その詳細な部分で多少市町村に委ねられる部分があれば、そこで定めればいいのかなと私は考えているところなんですけれど、個人的な感覚で申し上げました。

(議長)

他にはいかがでしょうか。

(岩館委員)

相談体制の充実ということで、ネグレクトの発見に有効だと思うんですが、相談員は具体的にはどういう方がやっていますでしょうか。

(市川市)

現在、家庭児童相談員の方は学校の先生、校長先生等のOBとかそういった方々、それから心理カウンセラー、学校のほうから派遣していただいて対応しています。

(岩館委員)

そういった方々への研修はどうですか。

(市川市)

県の相談員の研修会のほかに、私どもの相談員向けだけでなく、職員に対する相談業務の研修に参加していただいて対応しております。

心理カウンセラーの方でそれなりの年数と経験ある方に来ていただいておりまして、その方を中心にして何回か研修をさせていただいて、来週23日にも課の職員、相談員の方も含めて研修を行う予定です。

初歩的なところから困難事例等も含めて、いろいろな意見交換をしながらスキルアップを図っていこうと考えています。

(委員)

子育て支援サービスで、育児支援家庭訪問事業をなさっているということで、これからいわゆる相談を受けるだけではなくて、福祉センター、児童福祉センターも訪問するという積極的に出かけていって地域の中でという方向性があると思うんですが、なかなか地域の中で家庭の中に入っていくということは難しいと一般に言われていることなんですが、この事業をいち早くなさって、そしてこれについて何か特別に配慮していることや特別に問題がある点とか、そういうことがありますでしょうか。

あるいは、訪問事業はこんなふうにすると、大変やりやすいというような秘策みたいなことはあるのでしょうか。

(市川市)

この事業そのものが積極的に表で支援を求めることができないという家庭が主な対象になっておりますので、保健センターとか保健師さん、民生委員さんの訪問、主任児童委員さんの訪問、それから学校からもこういった家庭ということで、通報に基づいて私どものほうで随時訪問しますけれど、このときにやはり一番大事なのは組合せです。

保健師さんだけでなく、保育士さんを連れていったほうがいいか、それとも家庭児童相談員のある程度年配の方がいっしょに行ったほうがいいかとか、そういった組合せについては非常に配慮するところです。

やはり虐待の通報もそうですけれど、最初の第一段階で接触に失敗したら印象が悪くなりますと、今後あらゆる機関に影響を及ぼしますので、その辺は行く人数もそうですが、どの機関が、職員がいっしょに行ったほうがいいのかということで、組合せを考えた上で訪問する形をとっております。

この施策で予想外に反響が大きくて、保健師さんから非常にこの家庭もこの家庭ということで、今対応に追われているのが現状です。

それと、これをやってよかったなというのが、保健部門との連携ですね、結局1つの機関だけで支援計画を立てるのではなくて、必ず3つか4つの複数の機関が訪問、それから支援の内容、家庭の状況に対する報告を随時行いますことから、今まで保健部門との連携を考えますと、非常にその辺のメリットは大きかったと考えております。

(議長)

よろしいでしょうか。もう時間もなくなってまいりましたが、私のほうから2点だけ伺います。

1点はですね、市川市さんとして児童相談所を設置するお考えはないのかということが1つ、もう1点は、社会的養護という話で施設の役割はすごく大事というのは良くわかるのですが、船橋市にも松戸にも1か所ある訳ですが、市川市にはないのですが、市川市として児童養護施設をどう考えているのか。御自身でとか、誘致するとか、そうしたお考えがとおりになるかどうか、その2点について伺いたいのですが。

(市川市)

児童相談所の設置につきましては、一部の上層部、議員の方々からはですね、中核市であるとかそういった方向で進んでいった先には、そういうことも考えられるというような意見もございまして、我々もそういったときには具体的な検討に入っていくことも仕方がないのかなと思っています。

現時点では、今の状況では児童相談所を市川市でというのは、いろいろな観点から検討に入っていない状況です。

それなりの力不足もあるかと思うんですけど、難しい状況です。

児童養護施設ですけど、市川市としてはまだそこまでちょっと考えられない状況です。ただ、市川市内には多くの社会福祉法人等がございまして、相談に来ていただいている団体から、施設と土地があるのでそういったことをこれから子ども達にすることができるのでしょうかということを、今検討をいっしょにさせていただいている中で、市川市には児童養護施設がなくてニーズもこれから高まっていく状況ですと、今検討していただいているところです。

これがどうなるかわかりませんが、いろいろな形で市として協力してやっていくことができればと思っています。

(議長)

ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。本当に貴重なお時間を頂戴して、また、不躰な質問をさせていただいたこともあったと思いますけれど、お許しを賜りたいと思います。本当にありがとうございました。

よろしければ、20分くらいですので引き続き聞いてそちらで質疑を聞いていただければと思いますので、それでは児童相談所さん、市川市さん、ありがとうございます。

これからの時間は、本当に短い時間ですけど、15分弱ということになります。意見交換ということで委員の間で今日のヒアリングを踏まえて、御意見を頂戴したいと思います。

なお、ヒアリングの時間そのものは終わっておりますけれど、皆さん残っていますので、御質問をしていただくことも可能ですので、何かありましたらよろしくお願いたします。

《意見交換》

(委員)

児童相談所のことを考えた場合は、児童相談所に何を求めるか、児童相談所の機能のことが出てくるかと思っています。

例えば、里親支援というのは、ある部分児童相談所の役割になっていることになる訳ですが、相談支援なんかはむしろ施設のほうが適当かもしれないということがあるかと思います。

今日のプリントに出てくることでは、支援を目的とする一時保護所というのがありますけれど、児童相談所あるいは一時保護所の機能ということを考えるとき、基本的には緊急保護とアセスメントではないか。

初期治療みたいなことは一時保護所という考え方もあるかと思いますが、施設でそういう治療の行える施設機能を持たせるということもあると思うので、ここはどうしたらいいということではなく、検討課題というふうに思います。

(議長)

ありがとうございました。児童相談所の機能について、少し整理をする必要があるという御意見でした。全部を抱えこんでしまうのは当然無理だろうし、抱えれば抱えるほど人が足りなくなるのは当たり前ですので、機能を整理するという御意見でした。他にはいかがでしょうか。

(市川市)

説明にもれがあったことに関連してですが、市川市は相談システムの構築ということで、児童虐待の対応等に適切に迅速に対応するためにシステムを構築して、法律で認められた個人情報の収集ということで、庁内の他課のシステム等との連結を考えていたんです。

ただ、平成17年度に実は計画して準備を進めていよいよ契約ということで、財政の契約課のほうから手続き上の問題がありまして、17年度構築の契約ができなかったことがあります。

18年度に繰り越しまして、もうちょっときちんと形を整えてやるように、併せて形をもう少し整えたらどうかということで、18年度早々にも構築に向けて準備を進める予定です。その際システム構築をすると、やはり児童相談所とのネットワークであったり、他の市町村とのネットワークにであったり、県の児童家庭課とのネットワークということも考えられますので、ぜひとも県のほうでシステム構築されて、そのシステムを全ての市町村に配っていただくと、そのことによって情報が、このことは個人情報条例その他に関わってくることでありますし、ただ、法の解釈等で許される限り情報交換ができれば、虐待等につきましては転居・転出等もありますし、他の県から入ってくる場合もありますので、そういったことを考えていただければと思っています。

(議長)

ありがとうございました。児童相談所のほうからもIT化の話が出ておりますので、市町村との要保護児童対策地域協議会の設置した市町村とシステムですね、個人情報の交換というようなことも含めて、総合的なシステム開発が必要なのではないかという御意見だと思います。これも検討課題になるかと思います。

(委員)

教えていただきたいのですが、児童相談所の職員の雇用ということはどういうふうにやって、例えば中央の資料の1のところでは、5児童相談所全体の職員配置を検討すべきであるということは、各児童相談所単位で採用しているのか、それから、先程経験年数が少ないという話の中で、学校の先生が入ってきているからという話があったんですけど、その辺のところはどういうふうに決めていくんだろうなと思いました。

(中央児童相談所)

職員の採用につきましては、全部本課のほうで決めていただいております。その他嘱託職員の採用につきましては、本課で枠をいただき誰を採用するかについては、児童相談所が独自に県と協議して知事の辞令をもらってやっています。

(議長)

私から関連してちょっと伺いたいのですが、民間人の登用については、児童福祉職、児童福祉司についてはどのようなシステムになっているのでしょうか。

(事務局)

民間人の登用については、現時点で県のほうで考えて実施しておりません。

(議長)

児童福祉司の民間人登用については、まだ千葉県は検討していないということです。

私は民間人登用も考えてもいい時期に来ているのではないかと思います。

(委員)

多少関わるかと思いますが、児童家庭支援センターとの連携はどういうようなものでしょうか。もともと児童家庭支援センターをつくるという児童相談所のランチみたいなイメージがあったと思うのですが、一つは県内に何か所位あって、それと連携・情報共有について。

(事務局)

現在、県下で千葉市所管を含め3か所ございます。

実際の連携については、委員さんの施設でも設置していただいておりますので、委員のほうから施設側からみた連携ということで、お話しくださればと思います。

(委員)

本来的には、児童相談所の機能を果たすとか、あるいは地域の中の児童相談所バーター部分というふうなことがいろいろ言われていますが、現実の問題としてはその辺のところはまだ十分児童相談所と連携がとれていない。

お話をしながらやっているんですが、児童相談所のケースを預かって、あるいは児童相談所からの委託費が出てというようなことはまだありません。ですから千葉県は数が少ないのと、それから現実に認識度が少ないといえますね、地域の側でも一応流布に努めておりますけれど、まだまだ十分ではないということで、今後の活動だととらえております。

児童相談所とどうからんでいくかということについて、児童相談所との話し合いが今後必要であると思っ

ているのですが、現実にはまだできていません。

(委員)

児童家庭支援センターと児童相談所との関係、あるいは民間に施設、いろいろなところで相談を受けたりしていくような流れになっていくと思うんですね。それで児童相談所の児童福祉司の絶対数が絶対少ないので増やしてほしいのですが、なかなか増やせないなかで、民間にもっと働いてほしいという要請は、当然出てくると思うんですね。

私は東京の虐待防止センターと児童相談所が契約しましたが、そんなことも出てきててもいいと思うんですね。

ただ、子ども一人ひとりの最終的な発達の保障の責任はどこにあるかというと、これは児童相談所から離すことはできないと思うんですね。

最終的な子ども一人ひとりの権利の保障をということ確実にするときに、今の流れのなかで民間でも相談を受けて児童や家庭センターでも相談を受けていくということになると、最終的に、その子一人をきちんとケースマネジメントする力が児童相談所にあるかどうかとってさっき申し上げたのです。

アセスメントする力と最終的に子どもをきちんとケースを見守っていく力というのでしょうか、そこはやはり児童相談所の機能からは離すことができないと思うんですね。

アメリカはケースマネージャーの力が強いんですけども、日本はそういうふうなやり方でやっていくかわからないですけど、今後児童相談所がどうやっていったらいいかの中で、検討していただくしかないと思うのですが、アメリカのケースマネージャーは相当予算を持って、このケースのためにこの施設を使ったらいいの、里親を使ったらいいの、あるいは地域の中でこういう資源を使ったらいいのみたいなことを、予算を動かしてやっていくようなことをやっているんですけど、へたをするとあっちでやって、こっちでやって双方の連携がとりにくい。

いま、連携をとりましょうというところだと思うのですが、連携をとってやっていくんだけれども、最終的にケースマネジメントが必要だと思っ

ているし、そこを何とか児童相談所にそういう機能を取り入れないかなと思うのですが、ケースマネジメント自体が相当やはりスペシャルな世界だと思っています。

(委員)

何もしていないみたいに今申し上げましたが、実際にケースがあがってきたときに、児童相談所を含めて市も含めてのネットワークは組んでいるんです。

そして、今、委員がおっしゃいましたように、そのときにケースマネジメントを誰がするかというのは、実際にケースを扱った人がするという、今のところはなっているんですがその辺も含めて、私達も児童相談所と検討していこうというふうには思っています。

いわゆるこのようなネットワークの組織ができておりまして、地域の中では場合によっては知らない人は知らないんですが、知っている人はどこのセンターに行けばいいのかということも、混乱をきたしている人もいる訳ですね。

ですから、その辺のところも含めてもう少しどんなふうに組織的に地域の中でやっていくかということをお話し合っていかなければいけないとは思っています。

(議長)

ありがとうございました。今たくさん意見が出てまいりました。今の委員の御意見に関わっては児童相談所の、委員の話にもありましたけれど、児童相談所は何をするところなのか、というところの整理が必要なんだろうと、それについて一番大事なのは、やはり最初の介入とアセスメントのところと最後のレバレーション、評価をちゃんとすることで真ん中のところは別に児童相談所でなくてもいい、そこは民間がたくさん出てくればそこがやってくれればいいんだという御意見のようにお聞きしました。

真ん中のところは民間が担っていくということですが、なかなか育っていないというような状況もありますので、役割分担とそれから役割分担をきちんとさせた上で、民間に何をどのように期待するのかという、これもグランドデザインの話になってきます。

相談を民間の方に期待するのではなく、相談ではなく支援を期待するところですね、というように整理をしていかなければいけないかなと思いつつ、話を聞かせていただきました。

千葉県の児童虐待防止ネットワークもNPO法人化に向けて近く申請をするというようなことも計画がございますので、民間で何をするか1件いくらか行政から請け負うかといったような請負契約も考えていくことが必要なのかなと思いました。

これからの大きな論点だろうと思います。

それから、もう一つは、今は全国レベルで児童相談所全体のあり方ということになった訳ですが、もう一つは千葉県の児童相談所が他と比べてどうなのかという視点からも検討していかなければいけないのではないかと思います。

これについては、事務局のほうに千葉県の児童相談所と近県の児童相談所の比較表を作成してほしいという注文を委員会として出してありますけれど、これが終わってヒアリングが一段落した時点ででてくるのではないかと思います。

例えば、一時保護所は千葉県では全施設にありますけれど、近県ではそういうところはあまりない訳でして何故そんなに各所に必要なのかということや、それは何故そういう事態が生じているのか、その分児童福祉司が少なかったりすることもあり得る訳ですから、そうした千葉県の児童相談所の特徴というものを、区域が広いから仕方がないという結論になるかもしれません。それは千葉県で考えなければいけない。

千葉県独自性の問題ということも考えていかなければいけないかなというふうに思いつつ、伺わせていただきました。

それから一つ、それは児童相談所をお願いなんです、前回県立の3つの児童福祉施設からそれぞれの施設の今後のあり方について御意見をお聞かせいただきました。

私のほうからそれぞれのあり方を考える上では、3つ全体を含めてどうあったらいいかということをお考えいただければならないので、県立の3つの児童福祉施設全体をどうしていくのかという、それぞれプロジェクトチームがあったようですので、3つのプロジェクトチームを合わせて検討してほしいということをお申し上げました。

児童相談所にも同じことをできればお願いしたいと思っております。今回の報告は5つの児童相談所からバラバ

ラに出ております。それはそれでとても具体的な議論が見えてきて、各所の実状がわかってよかった訳ですが、今後に向けて児童相談所として県の児童相談所として、どう考えていくのかということについて、1つは現状でできる、現状といえますか本課と児童相談所とのやりとりというか、工夫で運営上の工夫でできることとそれからもう少し予算や新しい制度が必要なもの、そうしたことを少し整理を分けていただいて、また検討をいただければと思います。

そういう意味では、来年度以降細かな議論に入っていくことに、具体的な議論に入っていくことになると思いますので、そうした時点でまた御意見等を頂戴できればと思います。

以上で、今日のヒアリング・意見交換を終了させていただきますが、(3)その他 ということになりますが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回は8回目の検討委員会ですが、2月23日(金)午前10時から、県庁中庁舎3階第1会議室で開催する予定です。本日と同じヒアリング形式で、里親会・里親型グループホームと、千葉県児童福祉施設協議会、児童自立援助ホームの方をお呼びする予定で、今次回の資料をお配りしております。

「論点整理」と「中間とりまとめ」につきましては、次回も使用しますので置いておいていただければ、次回お渡しできると思いますのでよろしくお願い致します。

3月末に社会的養護検討部会を開催したいと考えておりますので、日程調整について、2月27日までに御回答をお願いいたします。

なお、この市川児童相談所は、平成16年の12月に新しく開設したものですので、委員の皆様の中かで、この後、視察の御希望があれば施設を御案内させていただきますので、申し出ていただきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございました。1週間後ということで、タイトなスケジュールで申し訳ありませんが、委員の皆様には御協力をお願いしたいと思います。

その他、委員の皆様から特に何かございますか。ないようですので、以上で、今日の 議事を終了いたします。ヒアリングにお出でいただきました、市川市さん、児童相談所 さん、ありがとうございました。

(司会)

委員の皆様には、ありがとうございました。

以上をもちまして、第7回社会的資源あり方検討委員会を閉会いたします。今後とも、よろしくお願いいたします。

(別紙)

市川市における子育て支援サービスの状況等について

担当課名 子育て支援課

<p>子育て支援サービスの状況について</p> <p>(現状、効果、課題、今後の取り組み等)</p> <p>こども総合相談においては、平成17年度に、こども福祉課から母子家庭などのひとり親相談を子育て支援課に統合し、市役所一階に家庭児童相談室、すこやか応援隊と一緒に1ヶ所にまとめ、支援のマネジメントを行うコーディネーターを配置したほか、児童虐待の未然予防の柱となる育児支援家庭訪問事業、子育て短期支援事業を開始するなど、相談だけでなく訪問や支援を一体となって行い、子どもにかかわる相談窓口の中核機関として位置づけた。</p> <p>平成18年度には、相談システム構築の第一段階として、児童虐待対応を迅速に行うため住民記録などの家族状況、保育園、障害者支援課などの情報を検索できる連携システムを構築するほか、育児不安からくる精神疾患など、一般職員では対応が難しく、対応を間違えると大変な事故につながりかねない困難事例について、適切な助言、指導をおおぐため、心理カウンセラーや精神科嘱託医を配置し、その機能をさらに充実していく。</p> <p>また、どこに住んでいてもベビーカーで歩いて行けるところに、子育て家庭が気軽に立ち寄って、遊んだり相談することができる場所を整備するため、新たに2カ所ずつの広場事業を開始。そのほかに現在、5ヶ所で行っている地域子育て支援センターも、一ヶ所増やし6カ所とする。その結果、既存のファミリー・サポート・センター(本部1、支部2ヶ所)、こども館15カ所とあわせると、市内に26ヶ所配置されることとなる。なお、つどいの広場事業においては、平成20年度までにさらに3ヶ所で事業を展開する予定である。</p>
<p>児童虐待防止ネットワークの状況について</p> <p>(現状、効果、課題、今後の取り組み等)</p> <p>現状においては、平成11年より22機関26名で構成される「いちかわ・子ども人権ネットワーク」が設置されている。主な活動は、子どもほっとライン(電話相談)・子どもSOSミニレーター・子ども生活アンケート等を通じ、いじめや児童虐待などの子どもの人権を守るための緊急対応や環境整備となっている。しかし、機関としての情報収集の根拠が不明確である点や個別支援ケースに対する情報共有と評価見直しなど、児童虐待防止ネットワークの機能が果たせない状況である。今後の取り組みとしては、平成17年度中に要保護児童地域対策協議会に移行し、組織的対応強化を図る予定である。</p>
<p>「千葉県における社会資源のあり方について(論点整理)」に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none">○ 里親制度が普及しない理由は、一般に周知されていないだけか、待遇の改善など、制度上の見直しなどは検討されているのか。○ 施設間の連携とは、具体的にどのような内容を想定しているのか、連携という言葉は最近多く使われているが、実際に連携を図るのは現場の問題であり、連携の名の下に責任の所在が不明瞭になることもある。検討会としては、連携に期待するのではなく、具体的にシステムのあり方を協議すべきでは。○ 家庭的養護の重要性は理解できるが、その反面、大規模施設を否定するような意見とも受け取れる。里親や小規模施設は、どのような点が優れているのか、どのような児童を養護することにメリットがあるのか、(論点整理)では画一的な判断としか読み取れない。○ 様々な施設を社会資源として総論で述べているように受け取れる。施設の側や大人から見た意見という意味合いが強いように思われる。里親や小規模施設の重要性など家庭的養育の重要性などは、子どもの成長や発達段階という視点から論じられるべきものではないか。
<p>千葉県における社会的養護体制の充実のためのその他の意見</p>